標柱二十二号から二〇四度二九分四秒
一二・〇三五メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二一度一四分二一秒
六・六〇二メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から一七〇度五四分四五秒
二・三三六メートルの地点　二十五号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
川末川右支渓一
(二)　砂防法第二条の土地の表示
広島県廿日市市原字森宗六八番一地内四等三角点森宗を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七十八号までを順次結んだ線及び標柱一号と七十八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成二十四年国土交通省告示第千三十八号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）
基準点から五一度三分五八秒
一七八・三二七メートルの地点　一号
標柱一号から一九二度一八分五二秒
一〇・一一四メートルの地点　二号
標柱二号から二八三度八分二九秒
二一・一八三メートルの地点　三号
標柱三号から三〇一度二〇分二七秒
五・四二〇メートルの地点　四号
標柱四号から二五三度六分五一秒
七・二〇六メートルの地点　五号
標柱五号から三三九度七分二九秒
一・四七一メートルの地点　六号
標柱六号から二六四度一二分一秒
八・二四三メートルの地点　七号
標柱七号から二六〇度二二分四三秒
八・一一九メートルの地点　八号
標柱八号から二五〇度六分四五秒
一二・二五〇メートルの地点　九号
標柱九号から二六三度四七分二九秒
二〇・〇〇〇メートルの地点　十号
標柱十号から二五二度三〇分三八秒
二四・一四四メートルの地点　十一号
標柱十一号から二五六度三三分一九秒
六・一〇七メートルの地点　十二号
標柱十二号から二九六度二八分二三秒
四・四六〇メートルの地点　十三号
標柱十三号から二四〇度七分二六秒
四二・九三五メートルの地点　十四号

標柱十四号から二三三度九分四四秒
三一・八八五メートルの地点　十五号
標柱十五号から二六一度三七分三五秒
一二・〇五一メートルの地点　十六号
標柱十六号から二六九度五六分五七秒
一二・三九六メートルの地点　十七号
標柱十七号から二一七度五六分一二秒
三・八三五メートルの地点　十八号
標柱十八号から二四二度五七分一九秒
四・二七三メートルの地点　十九号
標柱十九号から二八六度九分一四秒
一七・九九七メートルの地点　二十号
標柱二十号から二五六度四三分五八秒
八・三八四メートルの地点　二十一号
標柱二十一号から二七九度一八分五七秒
三九・六七八メートルの地点　二十二号
標柱二十二号から二八六度一八分一〇秒
四二・五〇九メートルの地点　二十三号
標柱二十三号から二九六度三一分五〇秒
四〇・〇一四メートルの地点　二十四号
標柱二十四号から二七〇度一六分三六秒
一四・四九一メートルの地点　二十五号
標柱二十五号から二八一度五四分四八秒
二一・七八九メートルの地点　二十六号
標柱二十六号から二九九度四二分一一秒
一一・二三三メートルの地点　二十七号
標柱二十七号から二九八度二三分四一秒
三三・四四八メートルの地点　二十八号
標柱二十八号から二六六度二分四二秒
二二・二九八メートルの地点　二十九号
標柱二十九号から三〇八度五八分九秒
七・五一八メートルの地点　三十号
標柱三十号から三三五度四八分三七秒
一三・二九三メートルの地点　三十一号
標柱三十一号から六度一三分二〇秒
一七・六一三メートルの地点　三十二号
標柱三十二号から五〇度一七分五〇秒
一二・二七八メートルの地点　三十三号
標柱三十三号から三四七度四二分三〇秒
七・二三四メートルの地点　三十四号
標柱三十四号から三一五度三分五五秒
二六・〇八二メートルの地点　三十五号
標柱三十五号から三五九度八分
六・〇八三メートルの地点　三十六号

標柱三十六号から三〇九度四七分二〇秒
一一・九四三メートルの地点　三十七号
標柱三十七号から二四度一七分四一秒
九・一九〇メートルの地点　三十八号
標柱三十八号から九四度三六分四四秒
五・六八三メートルの地点　三十九号
標柱三十九号から一七五度二一分五四秒
四・五九一メートルの地点　四十号
標柱四十号から九五度三分三〇秒
一五・一九八メートルの地点　四十一号
標柱四十一号から一二四度五七分五五秒
二七・四九〇メートルの地点　四十二号
標柱四十二号から一四三度四九秒
二〇・一七七メートルの地点　四十三号
標柱四十三号から九一度四九分五六秒
二一・〇五〇メートルの地点　四十四号
標柱四十四号から一三五度二四分四五秒
六・五八三メートルの地点　四十五号
標柱四十五号から一八一度二三分二三秒
二六・一四五メートルの地点　四十六号
標柱四十六号から一八度三八分一七秒
三一・一三〇メートルの地点　四十七号
標柱四十七号から六九度四一分二〇秒
九・九一〇メートルの地点　四十八号
標柱四十八号から九四度四五分一四秒
七・三〇〇メートルの地点　四十九号
標柱四十九号から一二四度三七分三〇秒
四八・五七八メートルの地点　五十号
標柱五十号から一〇〇度三三分五七秒
五一・七四四メートルの地点　五十一号
標柱五十一号から四三度四八分三一秒
一一・八三五メートルの地点　五十二号
標柱五十二号から三一五度五九分二六秒
三九・〇六一メートルの地点　五十三号
標柱五十三号から二六六度二二分五〇秒
三・四八五メートルの地点　五十四号
標柱五十四号から三三一度五一分一二秒
一三・五二九メートルの地点　五十五号
標柱五十五号から三五六度一五分二五秒
一五・二五七メートルの地点　五十六号
標柱五十六号から三四度二二分六秒
一三・三八〇メートルの地点　五十七号
標柱五十七号から一七度三九分五八秒
一一・〇〇六メートルの地点　五十八号
標柱五十八号から二九八度二二分四五秒
一三・七〇三メートルの地点　五十九号

標柱五十九号から二六度二七分四六秒
二〇・〇三三メートルの地点　六十号
標柱六十号から七九度八分三四秒
一九・九五六メートルの地点　六十一号
標柱六十一号から一二度二九分五二秒
三三・一〇八メートルの地点　六十二号
標柱六十二号から一七四度三分四八秒
一二・四〇五メートルの地点　六十三号
標柱六十三号から一〇二度三〇分三七秒
一五・一六五メートルの地点　六十四号
標柱六十四号から一五二度四五分四二秒
一一・五七一メートルの地点　六十五号
標柱六十五号から二一九度四七分四四秒
二六・七二三メートルの地点　六十六号
標柱六十六号から一一四度四八分五〇秒
一五・六八八メートルの地点　六十七号
標柱六十七号から一二三度七分一四秒
一〇・二七一メートルの地点　六十八号
標柱六十八号から六九度一二分一六秒
一〇・八九五メートルの地点　六十九号
標柱六十九号から一五〇度三八分二〇秒
一二・二〇二メートルの地点　七十号
標柱七十号から一六〇度四九分五八秒
一五・一四三メートルの地点　七十一号
標柱七十一号から七〇度五四分一〇秒
二七・四四一メートルの地点　七十二号
標柱七十二号から三七度四八分一一秒
一九・〇六〇メートルの地点　七十三号
標柱七十三号から七〇度四九分三二秒
四一・一七〇メートルの地点　七十四号
標柱七十四号から二二度一四分三五秒
三・二七六メートルの地点　七十五号
標柱七十五号から三五〇度一一分九秒
二・三二九メートルの地点　七十六号
標柱七十六号から九三度五八分一一秒
九九・〇三四メートルの地点　七十七号
標柱七十七号から一六七度五九分一一秒
一三・七六四メートルの地点　七十八号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
白水川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
鳥取県西伯郡伯耆町大滝上ノ山六〇五ノ二地内四等三角点大滝を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線